

裁判所  
建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関する請求の基準  
（国土交通省告示第六百七十号）  
〔公 告〕  
官報  
諸事項  
基本測量関係事項関係  
会社その他  
会社決算公告  
破産、免責、再生関係

目 次



(号外)  
独立行政法人国立印刷局

二三三一八

- 国土交通省告示第六百七十号  
建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十五条の規定に基づき、建築士事務所の開設者が耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条第一項に規定する耐震診断をいう。以下同じ。）及び耐震改修（同条第二項に規定する耐震改修をいう。以下同じ。）に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準を次のように定める。  
平成二十七年五月二十五日  
建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準  
国土交通大臣 太田 昭宏

第一 業務報酬の算定方法

建築士事務所の開設者が耐震診断又は耐震改修に係る建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督又は建築物に関する調査若しくは鑑定（以下「設計等」という。）の業務に関して請求することのできる報酬は、特殊な構造方法の建築物に係る設計等の業務を行う場合その他の特別の場合を除き、第一の業務経費、第二の技術料等経費及び消費税に相当する額を合算する方法により算定することを標準とする。

第一 業務経費

業務経費は、次のイからホまで定めるところによりそれぞれ算定される直接人件費、検査費、特別経費、直接経費及び間接経費の合計額とする。この場合において、これらの経費には、課税仕入れの対価に含まれる消費税に相当する額は含まないものとする。

イ 直接人件費

直接人件費は、設計等の業務に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の一日当たりの額に当該業務に従事する延べ日数を乗じて得た額の合計とする。

ロ 検査費

検査費は、溶接部の超音波探傷検査、コンクリート供試体の圧縮強度検査その他の設計等の業務に附隨して行う検査を第一者に委託する場合における当該検査に係る費用の合計額とする。

ハ 特別経費

特別経費は、出張旅費、特許使用料その他の設計等の委託者（以下「委託者」という。）の特別の依頼に基づいて必要となる費用（ロに定める経費を除く。）の合計額とする。

二 直接経費  
直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等設計等の業務に関して直接必要となる費用（ロ及びハに定める経費を除く。）の合計額とする。

ホ 間接経費

間接経費は、設計等の業務を行なう建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用（イからニまでに定める経費を除く。）のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計額とする。

第三 技術料等経費  
技術料等経費は、設計等の業務において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。



(2) 実地調査	
(3) 評価等	
(1) 耐震性能の評価等	<p>(i) 耐震診断用図面の作成及び各種指標の設定</p> <p>(ii) 構造耐震指標等の算出等</p> <p>(iii) 耐震性能の評価等</p> <p>(iv) 耐震診断結果報告書の作成</p>
(4) 耐震診断結果報告書への報告等	<p>(1) 耐震診断結果報告書の作成</p> <p>(2) 耐震診断結果報告書への説明</p>
戸建木造住宅に係る義務内容	<p>項 目 業 務 内 容</p> <p>(1) 予備調査</p> <p>(i) 予備調査</p> <p>建築物の概要について、設計図書、建築基準法令の規定に基づく過去の申請書等により確認する。</p> <p>建築物の過去の着工、改築、修繕又は模様替の有無、使用状況、被災状況等について、委託者からの聞き取りにより確認する。</p> <p>建築物の内装材及び外装材の仕様、周囲の地形、敷地の地盤等について調査を行う。</p> <p>予備調査の結果を踏まえ、実地調査の方針及び使用する耐震診断の方法等を明らかにした耐震診断の方針を策定し、委託者に説明する。</p>

<p>(2) 実地調査</p> <p>実地調査の方針に基づき、目視又は音測により、構造部力上主要な部分の配置、形状寸法、接合部の緊結の度、劣化状況及び材料等の劣化状況、建築物の基礎、建築物の床盤、建物の床盤及び小屋組(これらの接合部を含む。)の構造方法、階数、平面及び立面の形状並びに用途、建築物の敷地の地盤及び周囲の地形の状況等に関する実地調査を行う。</p>
<p>当該実地調査の結果が、設計図書等と整合していること</p> <p>を確認する。</p>
<p>当該実地調査の結果を踏まえ、追加の調査を行う必要があるかどうかを、必要に応じて委託者と協議する。</p>
<p>当該実地調査の結果及び耐震診断用図面の内容を踏まえ、耐震診断用図書等を作成する。</p>
<p>(3) 耐震性能の評価等</p> <p>(i) 計算等</p> <p>(ii) 地盤及び基礎の安全性的評価</p> <p>(iii) 構造耐震指標等の算出等</p> <p>(iv) 建築物の敷地の地盤及び基礎の安全性能を評価する。</p> <p>(v) 耐震性能の評価等</p> <p>(vi) 耐震診断結果報告書の作成</p> <p>(vii) 耐震診断結果報告書の委託者への説明</p> <p>(viii) 耐震診断結果報告書を委託者に提出し、委託者に対して、当該耐震診断結果報告書の内容(耐震診断の方針及び建設地調査の結果と耐震性能の評価との関係を含む。)の説明を行う。</p>
<p>耐震改修に係る設計に関する標準業務</p> <p>耐震改修に係る設計に関する標準業務</p> <p>建築物の構造耐力上主要な部分に係る耐震性能の向上のために必要な範囲で、委託者から提示された要求その他の諸条件を耐震改修に係る設計条件として整理した上で、建築物が備えるべき機能及び耐震性能、耐震補強工法、主な使用材料の種別及び品質等を検討し、それらを総合して耐震改修に係る設計方針を策定し、工事施工者が耐震改修に係る設計図書の内容を正確に読み取れる設計意図(当該耐震改修に係る設計者の考え方をいう。以下同じ。)に合致した建築物の耐震改修の工事を的確に行うことができるよう、また、工事費の適正な見積りができるよう、耐震改修に係る設計方針に基づいて、設計意図をより詳細に具体化し、その結果として、戸建木造住宅以外の建築物にあっては口(1) 戸建木造住宅にあっては口(2)に掲げる成果図書を作成するために必要ないに掲げる業務をいう。</p>

## イ 業務内容

項 目	業 務 内 容
(1) 耐震改修に係る設計条件の整理	(1) 条件整理等 耐震診断の結果、耐震性能の水準など委託者から提示されるさまざまな要求、耐震改修の工事の施工中の施工上の諸条件を耐震改修に係る設計条件として整理する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(ii) 設計条件の場合の協議 耐震診断時に算出した構造耐震指標等を踏まえ、耐震性能の水準について協議し、確定する。 (iii) 変更等の場合の協議 委託者がから提示された建築物が備えるべき機能及び耐震改修が行われた建築物が備えるべき機能を整理した場合若しくは内容に相互矛盾がある場合又は整理を求める又は委託者と協議する。
(3) 建築物の現況の調査、上下水道、電力、通信等の調査及び関係機関との打合せ	耐震改修に係る設計に必要な範囲で、建築関係法令の規定に基づく過去の申請書の内容の確認、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
(4) 係る設計方針の策定	(i) 総合検討 耐震改修による設計に必要な範囲で、建築物の現況、建物構造系の規定期間の制約条件に基づき、意匠、構造及び設備をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。 (ii) 耐震補強方法の検討 耐震改修に係るこれまで検討された事項のうち、委託者と協議して合意に達しておく必要のあるものを整理し、耐震改修に係る設計のための基本事項を確定する。 (iii) 耐震補強工法による効果の確認 耐震診断の結果、耐震改修に係る設計条件及び総合検討に基づき、耐震補強工法を採用した上で、耐震補強工法を施工することができるかどうかの確認等を現地において行う。
(5) 設計図書の作成	耐震改修に係る設計方針に基づく耐震改修の工事に通常要する費用を概算する。 耐震改修による効果の確認の結果及び予算を踏まえ、耐震改修に係る設計方針の策定及び委託者への説明を行なう。 耐震改修に係る設計方針に基づく設計の検討、予算などの整合の検討等を行い、設計図書を作成する。仕上げ材等の撤去及び復旧の方針、施工すべき耐震補強箇所及びその細部の形狀、施工の方法、施工に伴う情報(工法、品質並びに工事監理の方法、施工の方法等)を可能な限り具体的に表現する。

## (6) 概算工事費の検討

(7) 設計内容の委託者への説明等	設計図書の作成が完了した時点において、当該設計図書を委託者に提出し、委託者に対して設計意図及び設計内容の総合的な説明を行う。
-------------------	--

## (1) 戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書

設 計 の 種 類	成 果 図 書
(1) 統括	①既存建築物概要書 各種耐震改修方法の比較検討書 ②耐震改修説明書 ③全体工事費概算書
(2) 意匠	④仕様書 ⑤仕上表 ⑥敷地案内図 ⑦配置図 ⑧平面図(改修階) ⑨断面図(改修面) ⑩立面図(改修面) ⑪矩形図 ⑫展開図 ⑬天井状図(改修階) ⑭部分詳細図 ⑮器具表 ⑯工事費概算書
(3) 構造	⑰仕様書 ⑱構造基準図 ⑲伏図(改修階) ⑳軸組図(改修面) ㉑補強部材リスト ㉒耐震補強工法、使用建築材料等詳細図 ㉓その他部分詳細図 ㉔耐震診断方法に定められた計算方法に基づく計算書 ㉕工事費概算書

(4) 設備	
(i) 電気設備	
① 仕様書	受変電設備図
② 非常電源設備図	
③ 計算図	幹線系統図
④ 動力設備平面図 (改修階)	電灯、コンセント設備平面図 (改修階)
⑤ 通信・情報設備系統図	通信・情報設備系統図
⑥ 火災報知等設備系統図	火災報知等設備平面図 (改修階)
⑦ その他改修設備設計図	その他改修設備設計図
⑧ 部分詳細図	部分詳細図
⑨ 屋外設備図	屋外設備図
⑩ 工事費概算書	工事費概算書
⑪ 各種計算書	各種計算書
(ii) 設備	
① 仕様書	仕様書
② 給排水衛生設備配管系統図	給排水衛生設備配管系統図
③ 給排水衛生設備配管平面図 (改修階)	給排水衛生設備配管平面図 (改修階)
④ 消火設備系統図	消火設備系統図
⑤ 消火設備平面図 (改修階)	消火設備平面図 (改修階)
⑥ その他改修設備設計図	その他改修設備設計図
⑦ 部分詳細図	部分詳細図
⑧ 屋外設備図	屋外設備図
⑨ 工事費概算書	工事費概算書
⑩ 各種計算書	各種計算書
(iii) 空調換気設備	
① 仕様書	仕様書
② 空調設備系統図	空調設備系統図
③ 空調設備平面図 (改修階)	空調設備平面図 (改修階)
④ 換気設備系統図	換気設備系統図
⑤ 換気設備平面図 (改修階)	換気設備平面図 (改修階)
⑥ その他改修設備設計図	その他改修設備設計図
⑦ 部分詳細図	部分詳細図
⑧ 屋外設備図	屋外設備図
⑨ 工事費概算書	工事費概算書
⑩ 各種計算書	各種計算書
(iv) 昇降機等	
① 仕様書	仕様書
② 昇降機等平面図 (改修階)	昇降機等平面図 (改修階)
③ 昇降機等断面図 (改修階)	昇降機等断面図 (改修階)
④ 部分詳細図	部分詳細図
⑤ 工事費概算書	工事費概算書
⑥ 各種計算書	各種計算書

業務の種類		成 果 図 書
(1) 総括		① 既存建築物概要書 ② 耐震改修計画説明書 ③ 全体工事費概算書
(2) 意匠		① 仕様書 ② 仕上表 ③ 敷地案内図 ④ 配置図 ⑤ 平面図 (改修階) ⑥ 断面図 (改修面) ⑦ 立面図 (改修面) ⑧ 矩計図 ⑨ 展開図 ⑩ 天井伏図 ⑪ 建具表 ⑫ 工事費概算書
(3) 構造		① 仕様書 ② 構造基準図 ③ 基礎伏図 ④ 床伏図 (改修階) ⑤ はり伏図 (改修階) ⑥ 小屋伏図 ⑦ 算書 ⑧ 耐震診断方法に基づく計算結果 ⑨ 耐震補強工法、使用建築材料等詳細図 ⑩ 工事費概算書
(4) 設備		① 仕様書 ② 設備位置図 (電気、給排水衛生及び空調換気) (改修階) ③ 工事費概算書

従来の建築物の耐震改修の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。

2 (1)から(4)までに掲げる成果図書に記載すべき事項をこれらの成果図書の

成果図書に記載する場合がある。

**総括**とは建築物の意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる語

「匠」とは建築物の意匠に関する設計を、「構造」とは建築物の構造に関する設計である。

「」この建築物の改修に因りて既存を改修する。

仕上表、平面図、断面図、立面図、各種伏図等には、仕上げ材等の撤去

の内容に關する記載を含む。  
6 「耐震診断方法に定められた計算方法に基づく計算書」には、目標とする震指標等及び耐震補強後の構造耐震指標等の數値に關する記載を含む。  
工事施工段階で設計者が行うことにして合理性がある耐震改修による設計に関する標準化を図る。  
工事施工段階において、設計者が、設計意図を正確に伝えるため、前号口に掲げる規則に基づき、質疑応答、説明、耐震補強工法、工事材料等の選定に關する検討、助言等を行なう業務をいう。

項 目	業 務 内 容
(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	工事施工段階において設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等を委託者を通じて工事監理者及び工事施工者に対して行う。
(2) 遷定に残りする設計意図の観点からの検討、助言等	設計意図が正確に反映されていることの確認を行う。 設計意図等の定めにより、工事施工段階において行うことの合理的性が図る観点から検討を行い、必要な助言等を委託者に対して行う。
(3) 設計条件の変更に係る協議	設計段階において建築物の現況の調査が行われたにもかかわらず、工事施工段階において建築物の現況が委託者から提示された設計図書等と整合していないこと等が判明し、耐震改修による設計条件を変更する必要がある場合においては、委託者と協議する。

55

耐震改修に係る工事監理に関する標準業務  
前項第一号口に掲げる成果図書に基づき、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認するためを行う次に掲げる業務をいう。

項 目	業 務 内 容
(1) 工事監理方 針の説明等	(i) 工事監理方 針の説明  工事監理の着手に先立つて、工事監理体制その他工事監 理方針について委託者に説明する。
(ii) 工事監理方 針の協議  工事監理の場合 の協議	工事監理の方法に変更の必要が生じた場合、委託者と協 議する。

項 目	業 務 内 容
(1) 告	請負代金内訳書の検討及び報 告  請負代金内訳書の検討及び報告 工事施工者から提出される請負代金内訳書の適否を合理的な方法により検討し、委託者に報告する。
(2) 工程表の検討及び報告	工事請負契約の定めにより工事施工者が作成した、工事請負契約に定められた品質が確保できないおそれがあるとき、その旨を委託者に報告する。  工事請負契約の定めにより工事施工者が作成した、工事請負契約に定められた品質が確保できないおそれがあるとき、その旨を委託者に報告する。

項 目	業 務 内 容
(1) 告	請負代金内訳書の検討及び報 告  請負代金内訳書の検討及び報告 工事施工者から提出される請負代金内訳書の適否を合理的な方法により検討し、委託者に報告する。
(2) 工程表の検討及び報告	工事請負契約の定めにより工事施工者が作成した、工事請負契約に定められた品質が確保できないおそれがあるとき、その旨を委託者に報告する。  工事請負契約の定めにより工事施工者が作成した、工事請負契約に定められた品質が確保できないおそれがあるときについて検討し、確保できぬおそれがあると判断するときは、その旨を委託者に報告する。

(3) 設計図書に定めのある施工計  
両の検査及び報告等

設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工計画(工事施工体制に関する記載を含む。)について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書にて定められた品質が確保できないおそれがあるかに依りて検討し、確保できなきおそれがあると判断するときは、その旨を委託者に報告する。

工事施工段階において建築物の現況が設計図書等と整合していなきことが判明し、耐震改修に係る設計条件を変更する必要がある場合においては、委託者に報告する。  
工事施工者の内容を除く。)に適合しているかについて、提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的な方法による確認を行う。なお、確認の結果、適合しない箇所がある場合は、工事施工者に對して是正指示を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を委託者に報告する。

(4) 工事と工事の  
請負契約との  
報告等

(1) 工事と工事の  
請負契約との  
報告、確認、  
報告等

(ii) 工事請負契  
約に定められ  
た指示、検査

(iii) 工事請負契  
約書の内容に  
適合しない場  
合の破壊検査

(5) 工事請負契約の目的物の引渡  
しの立会い

(6) 工事費支払  
いの審査

(i) 工事期間中  
の工事費支払  
いの請求の審査

(ii) 最終支払い  
の審査

別添二

1 別添一第1項目に掲げる業務内容(鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物に係るものに限る。第三項において同じ。)に係る標準業務人・時間数は、別表第一の(一)耐震診断の欄に掲げるものとする。

2 別添一第1項目に掲げる業務内容に係る標準業務人・時間数は、別表第二の(一)耐震診断の欄に掲げるものとする。

3 別添一第2項目に掲げる業務内容に係る標準業務人・時間数(同号口(1)の表の(3)構造の欄に掲げる成果図書に係るものに限る。)は、別表第一の(二)耐震改修に係る設計の欄に掲げるものとする。

4 別添一第2項目に掲げる業務内容に係る標準業務人・時間数(同号口(2)に掲げる成果図書に係るものに限る。)は、別表第二の(二)耐震改修に係る設計の欄に掲げるものとする。

5 次に掲げる表において、標準業務人・時間数は、一般建築士として2年又は二級建築士として7年の建築に関する業務経験を有する者が設計等の業務を行つたために必要な業務人・時間数の標準を示したものである。

6 次に掲げる表において、床面積の算定は、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものとする。

別表第一 鉄骨造、鉄筋コンクリート造の建築物  
(単位 人・時間)

床面積の合計	500m <sup>2</sup>	750m <sup>2</sup>	1,000m <sup>2</sup>	1,500m <sup>2</sup>	2,000m <sup>2</sup>	3,000m <sup>2</sup>	5,000m <sup>2</sup>	7,500m <sup>2</sup>
(一) 耐震診断	290	340	380	450	510	600	740	880
(二) 耐震改修に 係る設計 (構造に限 る。)	150	190	230	290	340	430	590	750

別表第二 戸建木造住宅

(単位 人・時間)

床面積の合計	75m <sup>2</sup> から 250m <sup>2</sup> まで
(一) 耐震診断	45
(二) 耐震改修に 係る設計	60

別添三

1. 耐震診断に関する標準業務に附随する標準外の業務  
耐震診断に係る受託契約に基づき、別添一第1項に掲げる耐震診断に関する標準業務に附隨して実施される業務は、次に掲げるものとする。

— 既存の建築物の設計図書が現存しない場合における耐震診断に必要な設計図書の復元に係る業務

2. 非構造部材及び設備機器の耐震診断に係る業務

3. 実地調査において建築物の現況が設計図書等と整合していないこと、石綿を含有する被覆材が使用されていること、建築材料の劣化状況が著しいこと等が判明した場合における当該実地調査に追加的に行つ調査に係る業務

4. 木造の建築物における白蟻による被害に關する調査に係る業務

5. 补助金等の交付の申請に必要な図書の作成に係る業務

6. 耐震診断の結果に關する専門機関による評価の取得に係る業務

7. 建築関係法令への適合性の確認に係る業務(別添一第1項目又は口に掲げる業務内容を除く。)

2. 耐震改修に係る設計受託契約に基づき、別添一第2項に掲げる耐震改修に係る設計に関する標準業務に附隨して実施される業務は、次に掲げるものとする。

— 既存の建築物の設計図書が現存しない場合における耐震改修に係る設計に必要な設計図書の復元に係る業務

2. 非構造部材及び設備機器の耐震改修に係る設計に係る業務

- 三 耐震改修に係る設計に関する成果図書に基づく詳細工事費の算定に係る業務
- 四 補助金等の交付の申請に必要な図書の作成に係る業務
- 五 耐震改修に係る設計に関する成果図書に関する専門機関による評価の取得に係る業務
- 六 確認申請に必要な図書の作成に係る業務
- 七 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第1項に規定する建築物の耐震改修の計画の作成に係る業務
- 八 エネルギーの使用の合理化に関する法律第73条第1項に規定する建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための判断に係る業務
- 九 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の作成に係る業務
- 十 建築物の断熱性や快適性など建築物の環境性能の総合的な評価手法（建築物総合環境性能評価システム）等による評価に係る業務
- 十一 建築物の防災に関する計画の作成に係る業務
- 十三 耐震改修に係る工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附隨する標準外の業務  
耐震改修に係る工事監理受託契約に基づき、別添一第3項に掲げる耐震改修に係る工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附隨して実施される業務は、委託者と工事施工者の工事請負契約の締結に関する協力に係る業務とする。

## 概 論 頁

## 基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

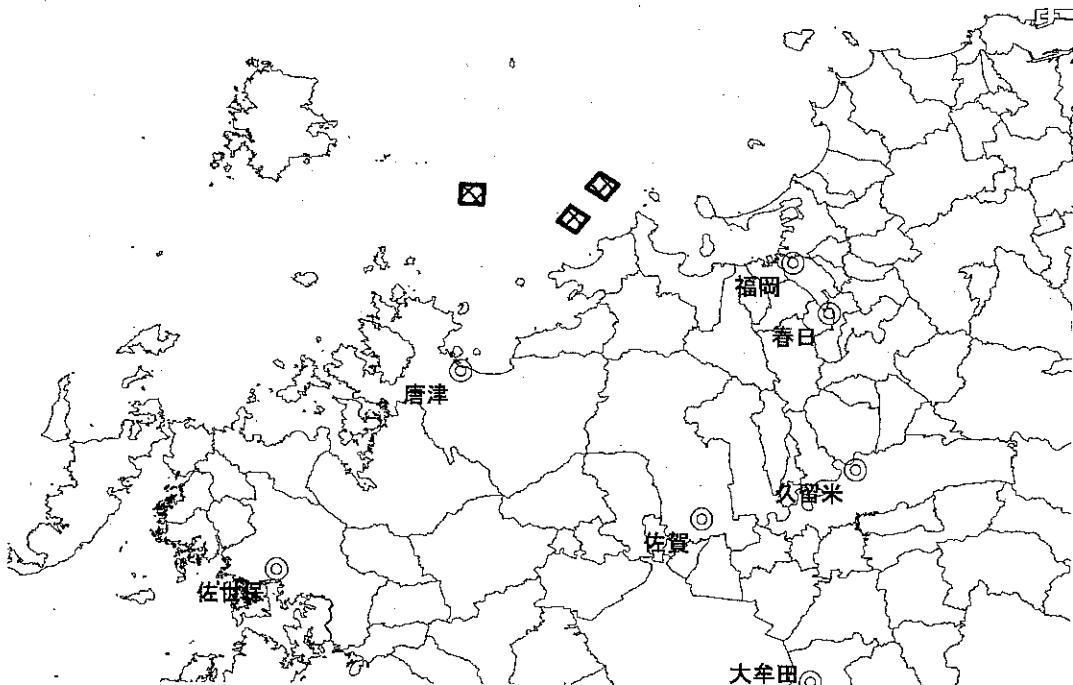
平成27年5月25日

国土交通大臣 太田 昭宏

種類	地上画素寸法	実施時期	区城		撮影 摘要
			整理番号	地区(地方)	
数値空中写真	20cm相当	平成26年	CKU-2014-9	鳥帽子島・長 島台瀬・長 間瀬地区	デジタル 9枚
"	"	C K U - 2014 - 10	玄界島地区	"	11枚
"	"	C K U - 2014 - 11	小呂島地区	"	5枚
"	"	C K U - 2014 - 12	霧島山地区	"	22枚
"	40cm相当	C K U - 2014 - 1 X	天草地区	"	281枚
"	"	C K U - 2014 - 2 X	五島列島地区	"	461枚

備考 空中写真的刊行日 平成27年5月26日

## 図示概要・島嶼・海岸・橋



備考: は数値空中写真的撮影範囲を示す